

# 第1回大阪府成年後見制度利用促進研究会 論点整理

令和元年6月11日  
大阪府成年後見制度利用促進研究会

# 成年後見制度利用促進に向けたあり方について <検討項目案一覧>

検討項目	検討の方向性・対応策（案）	備考
<b>1 中核機関の機能 ①事務局機能（協議会等の体制整備）</b>		
<b>① 協議会の役割</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域連携ネットワークでの協議会の役割の確認</li> <li>● 協議会に参加する構成メンバーについて検討</li> </ul>	第1回
<b>② 中核機関の設置</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中核機関の広域設置の手法、組織体制について検討</li> </ul>	第1回
<b>2 中核機関の機能 ②広報機能</b>		
<b>① 広報・啓発</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支援の必要な人を窓口につなげる効果的・効率的な広報・啓発の実施</li> <li>● 効果的な広報・啓発活動への参加協力について検討</li> </ul>	第1回
<b>3 中核機関の機能 ②相談機能</b>		
<b>① 実施主体の体制整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町村、中核機関、相談窓口が、どのような体制を整備すべきかの検討</li> <li>● 地域の既存相談機関との連携方法</li> </ul>	
<b>② 関係者への研修</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中核機関職員、地域の相談機関等、どのような研修をすべき（回数、実施方法、内容 等）</li> </ul>	
<b>③ 困難事例への支援機能</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町村や中核機関または、チームに対する支援の仕組みについて</li> </ul>	
<b>④ 親族、本人に対する申立支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実施体制、実施内容はどのようなものか</li> <li>● 市町村、中核機関、相談窓口の役割分担</li> </ul>	
<b>4-1 中核機関の機能 ③成年後見制度利用促進機能 (a)後見人候補者推薦</b>		
<b>① 適正な推薦の仕組みづくり</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 的確な推薦ができる仕組みの検討</li> <li>● 受任調整のあり方</li> </ul>	

検討項目	検討の方向性・対応策（案）	備考
<b>4-2 中核機関の機能 ③成年後見制度利用促進機能 (b)人材育成（市民後見人養成等）</b>		
<b>① 事業の効率化と改善</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民後見人養成等事業に関する課題について</li> <li>● 今後の補助制度のあり方について</li> </ul>	第1回
<b>4-3 中核機関の機能 ③成年後見制度利用促進機能 (c)人材育成（法人後見）</b>		
<b>① 法人後見の活性化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法人後見に参画する法人の活性化のために、どのようなことをすべきか</li> <li>● 法人後見を実施するための体制等の整備手順の確認</li> </ul>	
<b>5 中核機関の機能 ④後見人支援機能</b>		
<b>① 親族・市民後見人等への日常的な対応</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町村、中核機関、相談窓口が、どのような体制を整備すべきかの検討</li> <li>● 地域の既存後見人支援機関との連携方法</li> </ul>	
<b>② 地域連携ネットワークを利用した見守り体制づくり</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中核機関職員、地域の相談機関等、どのような研修をすべき（回数、実施方法、内容 等）</li> <li>● どのような機関と、どのように連携するのか</li> </ul>	
<b>③ 専門職の協力を得られる仕組みづくり</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 専門的見地が必要なときの支援体制</li> </ul>	

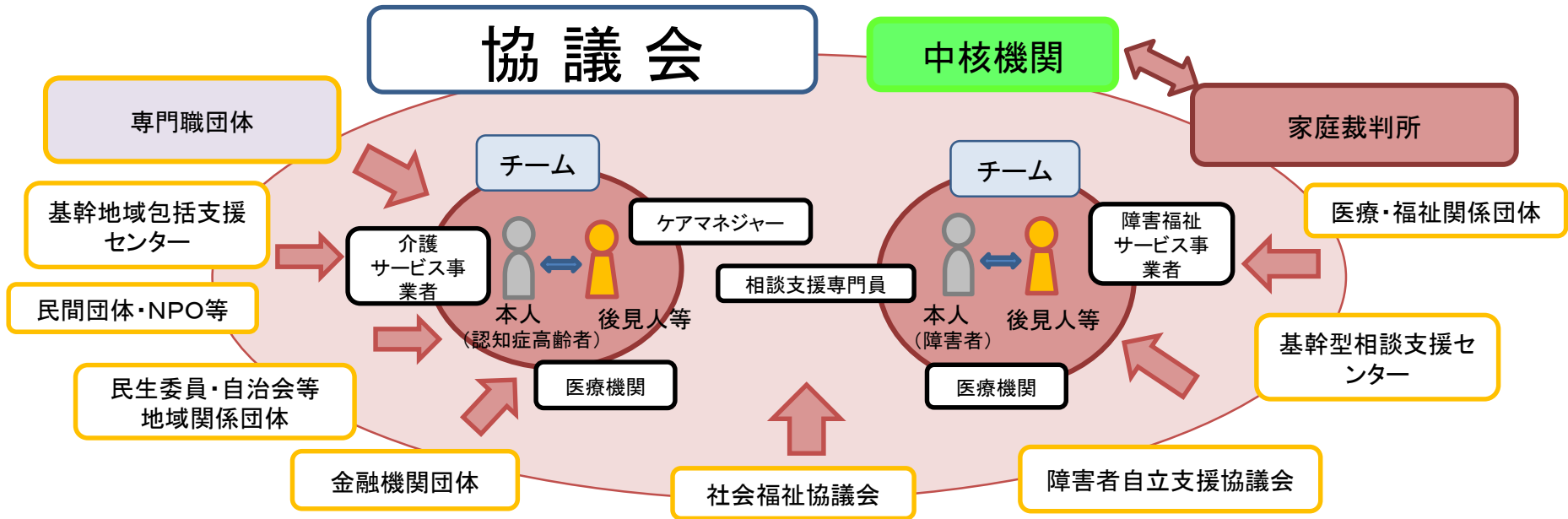
➤「協議会」等の体制づくり 成年後見制度利用促進基本計画より

○後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対応する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築する。

○このため、各地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行う。

※国資料を基に地域福祉課において作成

エリア：自治体圏域～広域圏域



《地域連携ネットワークの役割》➤ 権利擁護支援の必要な人の発見・支援 ➤ 早期の段階からの相談・対応体制の整備  
 ➤ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

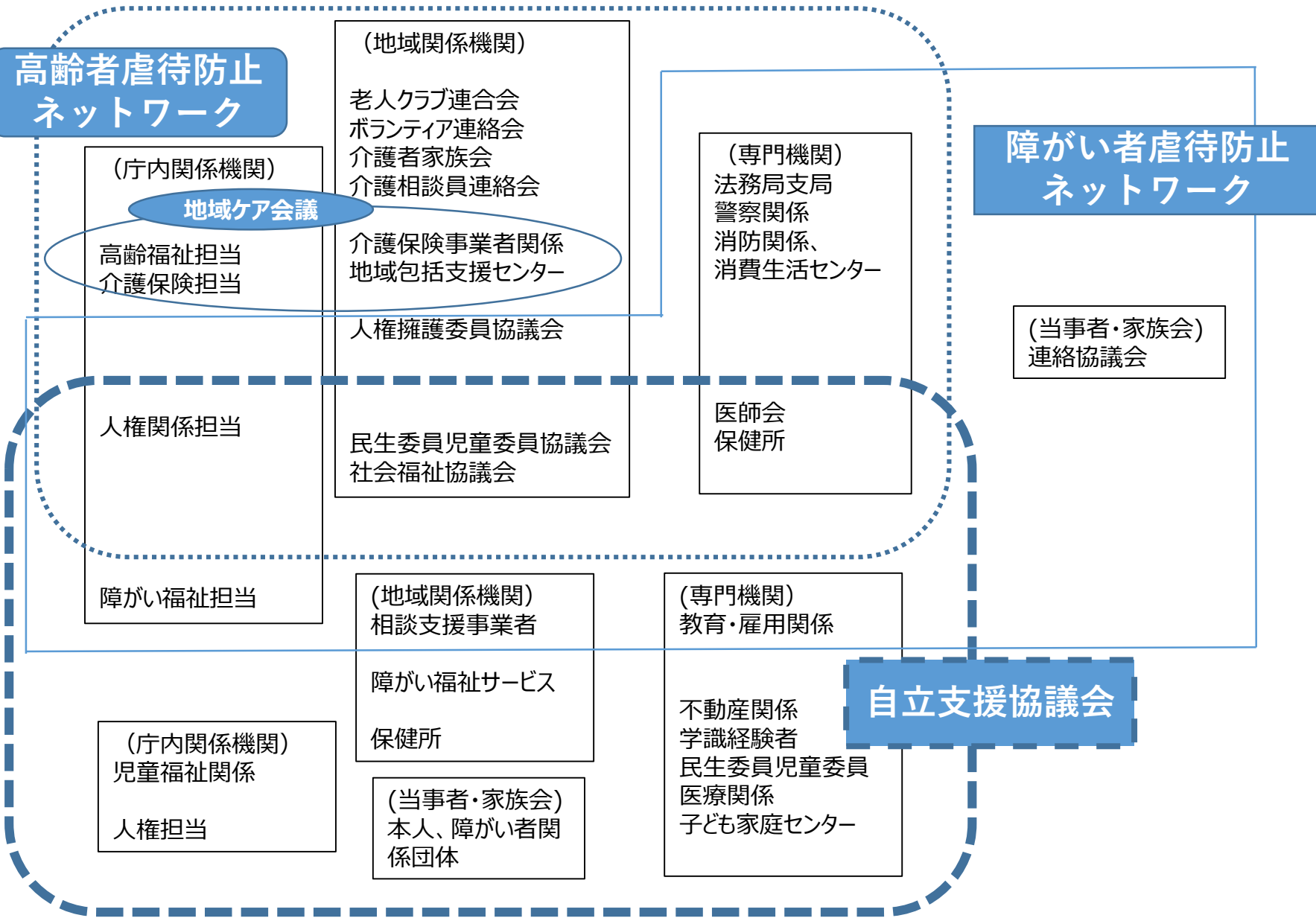
## ➤ 先行事例

実施自治体名	協議会に参加する地域団体等	協議会の役割等
<p>大阪市 （人口： 約2,725千人）</p>	<p>【協議会】<b>総会</b>（行政機関）地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、地域活動支援センター、大阪市消費者センター、大阪市こころの健康センター、区保健福祉センター （専門職団体）大阪弁護士会、大阪社会福祉士会、大阪司法書士会、大阪府行政書士会、大阪府医師会、近畿税理士会 （関係機関）大阪市社会福祉協議会、大阪市民生委員児童委員協議会、大阪市老人福祉施設連盟、大阪介護支援専門員協会 （当事者団体）大阪市介護家族の会連絡会、大阪市手をつなぐ育成会、大阪府精神障がい者家族会連合会 （民間団体）大阪銀行協会、大阪府信用金庫協会、大阪府信用組合協会、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行 （オブザーバー）大阪家庭裁判所</p> <p>【部会】①点検・評価部会：市促進計画の実施に関する進捗状況を点検・評価する。 ②広報部会：成年後見制度を広く普及するための広報啓発物品の作成、相談会・説明会などの開催方法、開催頻度及び内容を話し合う。 ③相談部会：申立及び本人・親族の申立支援を実施するための帳票作成及び相談窓口担当への研修の実施。 ④制度利用促進部会：日常生活自立支援事業の適切な移行検討。 ⑤後見人支援部会：親族後見人が必要とする支援の具体的な内容の検討。</p>	<p>総会：年1回 総会は意思決定の場ではなく、市の状況報告、情報共有、意見交換を行う場。</p> <p>部会：各部会年2回 総会での意見を検討し方針を考える。</p> <p>【メンバー構成について】 国の計画を基に、地域連携ネットワークのイメージに入っている所へ声をかけ、参加を呼びかけ。</p>
<p>山形市 （人口： 約249千人）</p>	<p>（行政機関）障がい者福祉協会、地域包括支援センター、山形県 （専門職団体等）学識経験者、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、病院関係者 （関係機関）民生児童委員連合会、NPO法人(任意後見実施)、障がい者自立支援協議会</p>	<p>協議会：年1～2回 チーム支援の強化等利用促進に関する検討、意見交換を行う場。</p> <p>【メンバー構成について】 社協の運営委員会を母体とし、国のイメージを基に再構成。</p>
<p>香川県三豊市 （人口： 約66千人）</p>	<p>【地域ケア推進会議】（専門職団体）医師会 （地域関係機関）民生委員児童委員協議会、自治会連合会、保健福祉事務所、市社協、高齢者施設（特養、老健、デイ）、ケアマネジャー （行政機関）警察、消防、シルバー人材センター(ここまでが基本)※議題により、消費生活センター、弁護士等</p> <p>※成年後見制度にかかる計画の進捗状況、検討や評価については、別途審議会を開催。</p>	<p>地域ケア推進会議：年2回 地域での具体的な周知活動等について話し合う。</p> <p>【メンバー構成について】 既存の仕組みを利用。</p>

**高齢者虐待防止  
ネットワーク**

**障がい者虐待防止  
ネットワーク**

**自立支援協議会**



□ 協議会の役割について

中核機関の運営の進捗管理及び意見し、また、地域の関係者との成年後見制度に関する意識共有、情報交換や協力支援を行う。

□ 協議会に参加する団体の役割等

参加団体種別	役割等	具体的支援
● 専門職団体	・専門的立場からの助言や意見	・弁護士会（法的な意見）・司法書士会（財産管理等の意見）・社会福祉士会（福祉関係相談等）
● 地域関係機関	・地域住民に近い立場での助言や意見	・医師会（地域医療との連携）・警察、消防（認知症高齢者等の所在の把握）・民生委員児童委員協議会、自治会、老人会（地域住民の把握）
● 当事者団体	・家族会等当事者からの助言や意見	・介護家族の会（認知症等高齢者の状況）・精神障がい者家族会連合会（障がいの状況）
● 行政機関	・相談窓口等による住民支援の立場からの意見	・地域包括支援センター（高齢介護関係からの相談）・基幹相談支援センター、相談支援センター（障がい者サービスによる相談）
● 金融機関	・預金等財産に関し相談を受ける立場からの協力や支援	・信用組合協会・銀行協会・信用金庫協会・株式会社ゆうちょ銀行（預金の引き出し等の相談から支援につなげられる）



## ➤ 「中核機関」とは 成年後見制度利用促進基本計画より

### ■ 地域連携ネットワークの中核となる機関

- 各地域において、地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になると考えられる。
- 中核機関には、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域おける連携・対応強化の推進役としての役割が期待される。

### ■ 担うべき具体的機能

= 地域連携ネットワーク及び中核機関は、地域の権利擁護（4つの機能<sup>(※1)</sup>）について、段階的・計画的に整備されることが求められる。

※1：①広報機能②相談機能③成年後見制度利用促進機能(a)受任調整等の支援(b)担い手の育成・活動の促進(c)関係制度からのスムーズな移行④後見人支援機能

中核機関の役割は協議会の事務局、3つの判断<sup>(※2)</sup>の進行管理、ネットワークの司令塔

※2：①権利擁護の支援の方針についての検討・専門的判断  
②本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断  
③モニタリング・バックアップの検討・専門的判断

※市町村事業又は委託可

## 国の考え

- ◎ 人員配置要件など具体的な要件はありません。
- ◎ 「全国どこに住んでいても権利擁護支援が届くような体制を整える」との観点から、まずは一刻も早く中核機関等の体制整備を進めることが急務
- = 「小さく生んで大きく育てる」という考え方

## ➤ 先行事例

中核機関設置 市町村名	機関名称	中核機関の人員体制及 び予算額	運営 形態	協議会の実施回数 （予定含む） 及び他業務との関係	中核機関の業務実施状況※				
					①	②	③	④	⑤
大阪市 (人口： 2,725,006人)	大阪市成年後見支援 センター	大阪市社会福祉協議会 センター長1名 担当者7名 予算：55,963千円 (H30実績)	単独 委託	開催回数： 総会 年1回（無報酬） 部会 年2回程度（報酬有）  他の事業との兼務なし。	○	○	○	○	○
福島県いわき市 (人口： 327,491人)	いわき市権利擁護・成 年後見センター	市 センター長1名 担当者4名 予算14,833千円 (H28 実績)	単独 直営	開催回数： 年2～3回 (一部報酬有)  虐待対応と兼務	○	○	○	○	○
香川県三豊市 (人口： 66,346人)	三豊市地域包括支援 センター	市 包括職員19名 内後見関係 4名 (常勤2名、非常勤兼務2 名)	単独 直営	開催回数： 審議会 年2回 ケア会議 年2回 地域包括支援センター内に設置、 日常生活自立支援事業や生活支 援アドバイザーと兼務	○	○	○	○	○
大分県大分市 (人口) 479,028人	大分市成年後見セン ター（中核機関となる 予定）	大分市社会福祉協議会 所長1名 担当者5名 予算18,720千円	単独 委託	協議会は未設置  担当職員2名はあんさぽ（日常生 活自立支援事業）と兼務	△	△	△	△	×
兵庫県姫路市 (人口) 531,288人	姫路市成年後見支援 センター	姫路市社会福祉協議会 (予算：2,500万円) センター長1名 事務職1名 専門職1名 (常勤、社会福祉士)	単独 委託	開催回数：年3回 「成年後見支援センターネットワー ク会議」  他の事業との兼務なし。市社協の 独自事業として法人後見を開始。	○	○	○	○	○

※実施状況：①広報機能②相談機能③成年後見制度利用促進④後見人支援機能⑤協議会事務局



➤ 先行事例

中核機関設置 市町村名	機関名称	中核機関の人員体制及 び予算額	運営 形態	協議会の実施回数 (予定含む)	中核機関の業務実施状況※				
					①	②	③	④	⑤
愛知県小牧市、 岩倉市、大口 町、扶桑町 (管内人口 約26万人)	尾張北部権利擁護支 援センター（中核機関 となる予定）	NPO法人尾張北部権利 擁護支援センター (予算：19,500千円) 常勤2名（社会福祉 士） 非常勤2名（内1名社 会福祉士）	広域 委託	協議会は未設置  法人後見を実施。	○	○	○	○	×
三重県名張市、 伊賀市 (人口： 172,437人)	伊賀地域福祉後見サ ポートセンター（中核機 関となる予定）	伊賀市社会福祉協議会 (予算：9,000千円) 1.5人分	広域 委託	協議会は各市設置。 開催回数：年2～3回  後見サポートセンター業務は専任。 市社協として別に法人後見を実施。	○	○	△ 受任調 整なし	○	×
長野県伊那市、 駒ヶ根市、辰野 市、箕輪市、飯 島町、南箕輪 村、中川村、宮 田村	上伊那成年後見セン ター	伊那市社会福祉協議会 所長 1名（兼務） 事業担当者3名（社会 福祉士） 法人後見支援員5名	広域 委託	センターでの協議会は全体協議会。 開催回数：平成31年度より実施 各市町村で個別会議と市町村協 議会を実施し専門職と連携。  法人後見と後見監督人を実施。	○	△ 2次窓 口	△ 受任調 整なし	△ 家裁と の連絡調 整	×

※実施状況：①広報機能②相談機能③成年後見制度利用促進④後見人支援機能⑤協議会事務局

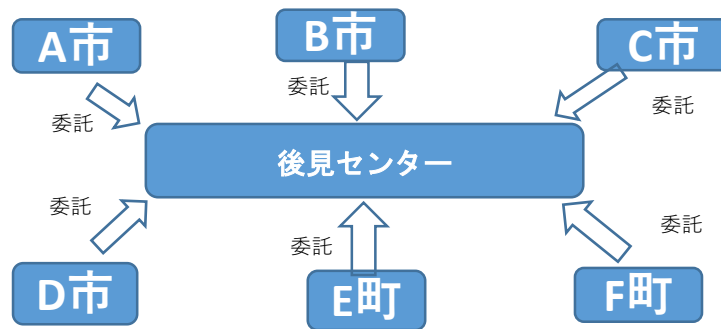
□中核機関設置の方法

- ①単独自治体直営での実施
- ②広域自治体直営での実施・・・例) 共同で事務局を開設。
- ③単独自治体委託での実施・・・例) 社会福祉協議会などに委託。
- ④広域自治体委託での実施

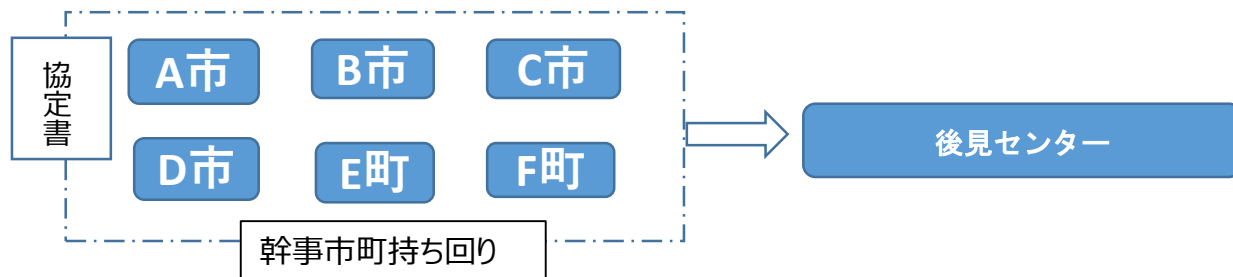
例A 既存機関（市社協）を核に、個別に委託契約を締結（長野県上伊那成年後見センター）

例B 新規NPOに、共同設置市町村が協定書を締結した上で、委託契約を締結（愛知県尾張東部成年後見センター）

参考：例Aのイメージ図



例Bのイメージ図



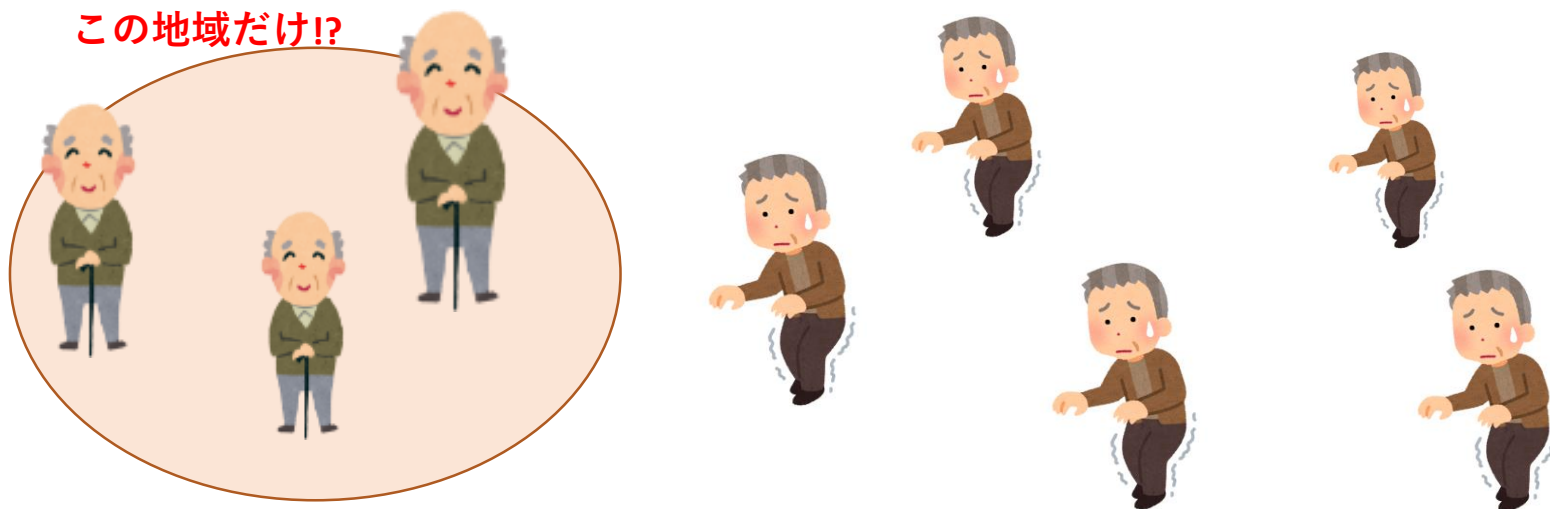
➤ **広報機能とは** 成年後見制度利用促進基本計画より

○地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げることでできない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努める。

○中核機関は、地域における効果的な広域活動推進のため、広報を行う各団体・機関（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、市役所・町村役場の各窓口、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、自治体等）と連携しながら、パンフレット作成・配布、研修・セミナー企画等の広報活動が、地域において活発に行われるよう配慮する。

理想は、地域のスーパー・商店、金融機関、企業をはじめ、住民のあらゆる方が中核機関を知っていて権利擁護支援のニーズを早期にキャッチできるようにすること。  
どこに住んでいても、必要な人に必要な支援を行う。  
そもそも知らなければ制度は使われない。

この地域だけ!?



□ **地域で支援が必要な人を、相談窓口へつなげられる仕組みづくり**

➤ 事例

【制度全般の周知】

市町村広報への掲載、ホームページへの掲載、パンフレット、リーフレットの作成・配布、市職員の出前講座（施設、自治会、関係事業の協議会、高齢者向け教養講座、当事者団体等）

【特定（市民後見人）の周知】

オリエンテーション案内の報道提供、チラシの作成・配布

➤ 取組案

府内全体で、効果的な広報活動を実施。

ターゲット	目的	具体的案	役割分担
① 府民	● 広く制度の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政機関の府民向けホームページでの窓口紹介</li> <li>● ライフステージに併せた啓発（年金受給時等）</li> <li>● 住民向け権利擁護関係講座の開催</li> </ul>	大阪府、市町村
② 市町村担当者	● 制度の適切な活用	● 市町村窓口担当研修、会議等での周知啓発	府社協、市町村
③ 介護支援専門員 相談支援専門員 等	● 連携のための理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資格取得等に係る講習会等での講師派遣</li> <li>● 事業所指導の際に、制度周知</li> </ul>	大阪府、市町村、 専門職団体
④ 福祉サービス提供事業者		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設職員向け研修、会議等での周知啓発</li> <li>● 窓口啓発用チラシの配布</li> <li>● 業界団体向け制度研修</li> </ul>	大阪府、市町村 専門職団体
⑤ 医療機関、金融機関等			

## □現状の補助制度について

## ➤市民後見人養成等事業に関する検討事項

課題（検討事項）	考えられる対応策
1. 成果指標として、どのようなものが想定されるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バンク登録者の社会貢献活動件数</li> <li>・受任件数</li> <li>・市民後見人の活動状況（訪問回数、本人の意見、事務作業量）</li> </ul>
2. 養成者数を増やすにはどうすればよいか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オリエンテーション、養成研修について、大阪府、大阪市、堺市で内容の共通化を図り、相互利用を可能とする仕組みの創設（被養成者への便宜）</li> <li>・PR方法や内容の工夫</li> <li>・制度的な改善点はないか</li> </ul>
3. バンク登録者の活用策として、どのようなことが考えられるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活自立支援事業の生活支援員</li> <li>・法人後見の従業者</li> <li>・施設ボランティアに従事</li> </ul>
4. 受任件数を増やすためにはどうすればよいか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村長申立の活性化（窓口職員への研修の充実）</li> <li>・日常生活自立支援事業からの移行（課題について関係者ヒアリング、アンケート調査）</li> <li>・リレー方式の活用</li> <li>・市民後見人を候補者に想定する場合のチェックシート作成の見直し</li> <li>・他事例の研究（大阪市 等）</li> <li>・制度的な改善点はないか</li> </ul>
5. 市民後見人養成等事業に取り組む市町村を増やすにはどうすればよいか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の事務的負担を軽減できないか（参画しやすくする）</li> <li>・市町村の経済的負担を軽減できないか（事業費の節減）</li> <li>・直接または間接の事業効果を明確に示すことができないか</li> </ul>
6. 市民後見人養成等以外の人材育成として、力を入れるべきものは何か	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人後見サポーターなど</li> </ul>